

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府と ニジェール共和国政府との間の 交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	460,000千円 H27.3.31まで	H26.12.17 ニアメで (同日)	日本側 川村裕在ニジェー ール大使 モハメド・ バスム国務大臣兼外務・ 協力・アフリカ統合・在 外ニジェール人大使	H27.1.14 4号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。